

第三十六号

徳島県吏員恩給条例の一部改正について

徳島県吏員恩給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県吏員恩給条例の一部を改正する条例

徳島県吏員恩給条例（昭和三十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二中「これをうける」を「これを受ける」に、「終り又は執行を受けなくなつた」を「終わり、又は執行を受けることがなくなつた」に、「(刑の)」を「ただし、刑の全部の」に、「受けたときは」を「受けたときは、」に、「その言渡しを取消されたときは取消」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消し」に、「停止する。」を「停止する。」に改める。

第四十九条第一項中「終り又は執行を受けなくなつた」を「終わり、又は執行を受けることがなくなつた」に、「但し刑の執行猶予の言渡しを受けたときは」を「ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、」に、「その言渡しを取消されたときは取消」を「刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消し」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

提案理由

刑法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。